

【募集住戸一覧】

<常時募集住戸>

番号	住宅名	号棟	住戸番号	入居可能時期
①	王居殿第四住宅	4	403	※1
②	王居殿第四住宅	4	503	※1

※募集する住戸の仕様は、すべてシェアハウス利用が可能です。シェアハウス仕様に改修を希望される場合は、申込み時にその旨をお伝えください。（応募時は未改修です）

※1：応募手続き完了（活用事業者決定）の後、約3か月かけて住戸内改修を実施するため改修完了後に入居可能となります。

※2：応募期限は2024年3月29日です。

ただし、令和5年度予算額に達した時点で応募受付を締め切ります。

【連絡先】 建築住宅局住宅整備課事業計画担当

メールアドレス：jigyokeikaku@office.city.kobe.lg.jp

電話番号：078-595-6509

<応募にあたってのご注意>

先着順のため、すでに使用が決定している場合がありますので、ご了承ください。

<応募住戸一覧表の更新>

今後の募集については、毎年2月・5月・8月・11月に募集住戸一覧を更新する予定です。

以下、神戸市HPをご参照ください。

URL：<https://www.city.kobe.lg.jp/a74622/kurashi/sumai/jutaku/information/publichouse/syatakuru.html>

募集住戸① 王居殿第四住宅 4号棟 403号室

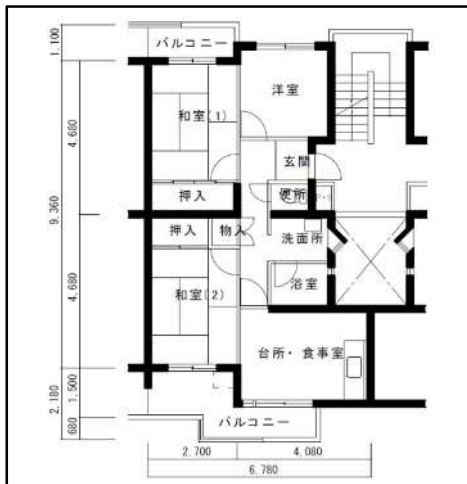
<位置図 兼 住棟配置図>



住 所：神戸市垂水区王居殿3丁目3番 4号棟403号室

交通手段：山陽電車「滝の茶屋駅」より、徒歩約7分

<住戸平面図> ※図面は参考です



間取り	3DK
住戸面積	58.74㎡ ・和室(1)：10.29㎡ ・和室(2)：10.29㎡ ・洋室：8.03㎡
築年数	S61年管理開始
階数	5階建ての4階
駐車場	なし
その他	EVなし

<主な住戸の仕様>

募集住戸は、部分的に修繕を予定しています。

この度、風呂を設置し、2か所給湯（風呂・台所）に改修を予定しています。

シェアハウスとして利用ができるように、各種法令に基づき、居室扉などの改修を予定しています。

※エアコン、照明器具、カーテンなどは各自でご準備ください。

<住戸の使用条件> 王居殿第四住宅 4 号棟 4 0 3 号室

項 目		条 件
使用料等	家賃（使用料）	55,000 円／月
	敷金・礼金	なし
経費等	電気・水道・ガス 使用料	事業者等もしくは入居する従業員等で負担してください。
	共 益 費 等	事業者等もしくは入居する従業員等で共用部の管理費並びに自治会費を負担してください。
	駐 車 場	なし
その他	シェアハウス 利用について	シェアハウスとして利用する場合は、1 住戸の入居人数は最大 4 人を目安とします。
	自治活動への 参 加	入居者は、住宅の清掃や行事など自治会等のコミュニティ活動に積極的に参加してください。
	留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・入居時期は応募手続き完了の後、3 か月後の目安になります。 （入居手続き・空家改修工事に 3 か月程度） （鍵渡しは、入居指定の約 1 週間前予定） ・住戸を使用する権利を第三者に譲渡し、交換し、貸付け、または担保等に供することはできません。 ・近隣住戸等への迷惑とならないよう、騒音・臭い等には十分配慮してください。 ・政治活動は認められません。 ・犬・猫・鳥など動物の飼育はできません。 ・住宅内における当該入居者（従業員）のトラブル等については真摯に対応してください。 ・各種法令等には遵守してください。 ・ゴミ出しやゴミステーションの清掃等は、各住宅のルールに従ってください。
	〔住宅の使用期間〕	<p>・当該住宅は、築 35 年以上経過し、将来、再編に着手するため、使用期間については令和 12 年度末までを想定していますが、再編の状況に応じて想定使用期限以降も使用の希望があれば、1 年ごとの期間延長を行う予定です。なお、使用許可については、年度ごとに申請手続きが必要となります。</p>

募集住戸② 王居殿第四住宅 4号棟 503号室

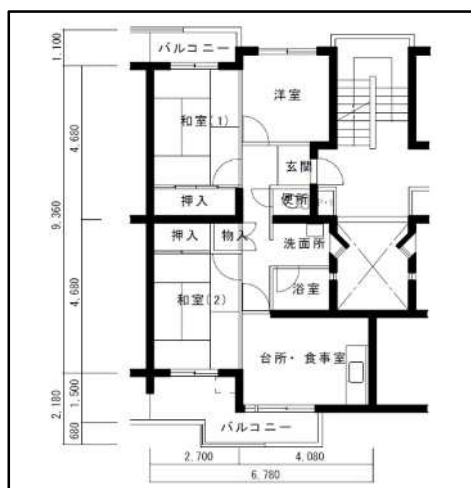
<位置図 兼 住棟配置図>



住 所：神戸市垂水区王居殿3丁目3番 4号棟503号室

交通手段：山陽電車「滝の茶屋駅」より、徒歩約7分

<住戸平面図> ※図面は参考です



間取り	3DK
住戸面積	58.74㎡ ・和室(1)：10.29㎡ ・和室(2)：10.29㎡ ・洋室：8.03㎡
築年数	S61年管理開始
階数	5階建ての4階
駐車場	なし
その他	EVなし

<主な住戸の仕様>

募集住戸は、部分的に修繕を予定しています。

この度、風呂を設置し、2か所給湯（風呂・台所）に改修を予定しています。

シェアハウスとして利用ができるように、各種法令に基づき、居室扉などの改修を予定しています。

※エアコン、照明器具、カーテンなどは各自でご準備ください。

<住戸の使用条件> 王居殿第四住宅 4号棟 503号室

項 目		条 件
使用料等	家賃（使用料）	55,000 円／月
	敷金・礼金	なし
経費等	電気・水道・ガス 使用料	事業者等もしくは入居する従業員等で負担してください。
	共 益 費 等	事業者等もしくは入居する従業員等で共用部の管理費並びに自治会費を負担してください。
	駐 車 場	なし
その他	シェアハウス 利用について	シェアハウスとして利用する場合は、1 住戸の入居人数は最大 4 人を目安とします。
	自治活動への 参 加	入居者は、住宅の清掃や行事など自治会等のコミュニティ活動に積極的に参加してください。
	留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・入居時期は応募手続き完了の後、3 か月後の目安になります。 （入居手続き・空家改修工事に 3 か月程度） （鍵渡しは、入居指定の約 1 週間前予定） ・住戸を使用する権利を第三者に譲渡し、交換し、貸付け、または担保等に供することはできません。 ・近隣住戸等への迷惑とならないよう、騒音・臭い等には十分配慮してください。 ・政治活動は認められません。 ・犬・猫・鳥など動物の飼育はできません。 ・住宅内における当該入居者（従業員）のトラブル等については真摯に対応してください。 ・各種法令等には遵守してください。 ・ゴミ出しやゴミステーションの清掃等は、各住宅のルールに従ってください。
	〔住宅の使用期間〕	<p>・当該住宅は、築 35 年以上経過し、将来、再編に着手するため、使用期間については令和 12 年度末までを想定していますが、再編の状況に応じて想定使用期限以降も使用の希望があれば、1 年ごとの期間延長を行う予定です。なお、使用許可については、年度ごとに申請手続きが必要となります。</p>